

野田市表彰条例施行規則の一部を改  
正する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木有

## 野田市規則第58号

### 野田市表彰条例施行規則の一部を改正する規則

野田市表彰条例施行規則（昭和47年野田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（組織）

第7条 野田市表彰審査会（以下「審査会」という。）は、委員5人以内で組織する。

第7条の次に次の5条を加える。

（委員）

第7条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第7条の3 審査会に副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条の4 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条の5 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第7条の6 第7条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必

必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。